



報道関係者 各位

平成 30 年 12 月 27 日 (木)

【照会先】

雇用環境・均等部企指導課

指導課長 山田 高三

雇用環境改善・均等推進指導官

矢島 信子

(代表電話) 052(857)0312

かつてない人口減少社会に向けて

## 「働き方改革関連法」をトータルで説明します！！

～改正法説明会を 1 月に集中開催します～

我が国が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」などの課題に対応するためには、各企業が「働き方改革」によって職場環境の改善・整備を進めることにより、多様な人材の確保につなげていくことが重要です。

こうした背景の中で、労働基準法、パートタイム労働法、労働者派遣法等の改正を含む「働き方改革関連法」が本年 7 月 6 日に公布されました。

愛知労働局（局長 高崎真一）では、以下の通り「働き方改革関連法説明会」を県内 3 カ所（計 6 回）で開催します。

### <内容>

#### 1. 人口減少社会における働き方改革とは

愛知労働局 雇用環境・均等部 (15 分)

#### 2. 法改正の説明

- ・改正後のパートタイム・有期雇用労働法と同一労働同一賃金ガイドラインについて

《1 月 15 日》 厚生労働省 雇用環境・均等局 有期・短時間労働課  
多様な働き方推進室 室長 吉村 紀一郎 (80 分)

《1 月 16 日以降》 愛知労働局 雇用環境・均等部指導課 担当者 (60 分)

- ・労働時間法制の見直しについて

愛知労働局 労働基準部監督課 担当者  
(1 月 15 日 20 分、1 月 16 日以降 30 分)

- ・派遣労働者の均等・均衡待遇に向けた労働者派遣法の改正について

愛知労働局 需給調整事業部 担当者 (10 分)

- ・愛知県働き方改革推進支援センターの利用について

～「働き方改革」「人材確保」に関する専門的な支援について～

愛知県働き方改革推進支援センター担当者 (10 分)

※愛知県働き方改革推進支援センターの専門家による個別相談会を現地開催(説明会終了後)

<日時>

**名古屋会場** (定員：各回 800 人)

平成 31 年 1 月 15 日 (火) 14 時開演 (13 時半開場)

平成 31 年 1 月 16 日 (水) 14 時開演 (13 時半開場)

平成 31 年 1 月 29 日 (火) 14 時開演 (13 時半開場)

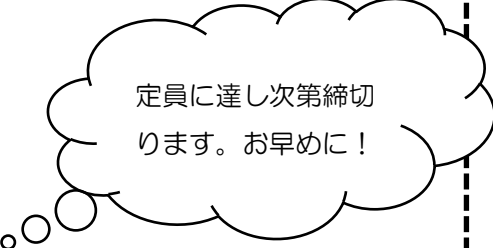
**刈谷会場** (定員：各回 282 人)

~~平成 31 年 1 月 25 日 (金) 14 時開演 (13 時半開場)~~ → 定員に達しています

平成 31 年 1 月 30 日 (水) 14 時開演 (13 時半開場)

**豊橋会場** (定員：300 人)

平成 31 年 1 月 22 日 (火) 13 時開演 (12 時半開場)



定員に達し次第締切  
ります。お早めに！

<場所>

**名古屋会場**: ウィルあいち ウィルホール (名古屋市東区上堅杉町 1 番地)

**刈谷会場**: 刈谷市総合文化センターアイリス 小ホール (刈谷市若松町 2 丁目 104 番地)

**豊橋会場**: ライフポートとよはし (豊橋市神野ふ頭町 3 番地の 22)

<申込み>

愛知労働局ホームページ(下記アドレス)より申込み

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news\\_topics/event/kaiseihou201901.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news_topics/event/kaiseihou201901.html)

<取材について>

当日午前11時までに、愛知労働局雇用環境・均等部 指導課(☎052(857)0312)にご連絡ください。

## ～愛知県働き方改革推進支援センターとは～

「働き方改革」「人材確保」に関する専門的なアドバイスを行っています。

**愛知県社会保険労務士会受託**

○本部所在地：名古屋市熱田区三本松町 3 - 1

電話：0120-868604

メール：hatarakikata@aichi-sr.com

○豊橋出張所

所在地：豊橋市花田町字石塚 4 2 - 1 豊橋商工会議所内

電話：0800-200-5262

メール：hatarakikatatoyo@aichi-sr.com